

第 2 章

計 画 の 内 容

○各事業の区分○

新規：新たに取り組む事業及び既存事業の中から本計画に新たに盛り込む事業です。

継続：前計画に掲載されていた事業で、継続して実施する事業です。前計画の複数の事業が統合された事業も含まれます。

再掲：複数の項目に関連するため、該当項目に再掲載している事業です。

○事業の一覧

☆は新規事業、無印は継続事業、 は再掲事業、

目標-課題-施策の方向		事業番号	事業名	掲載ページ	
大項目1	中項目1-1	小項目①	1 審議会などへの女性の積極的登用	15	
			2 女性の人材活用		
		小項目②	3 女性職員に対する係長・管理職試験の受験奨励	16	
			☆4 キャリア形成のための支援		
			☆5 女性管理職を増やすための仕組みづくりの検討		
			6 女性の参画促進に向けた啓発		
			7 女性の人材育成講座の開催		
			8 派遣研修の実施		
	中項目1-2	小項目①	9 地域活動への参加促進に向けた啓発	17	
			10 働く男女が参加しやすい講座等の開催		
			11 講座等における保育者の配置		
			12 講座等における保育従事者登録事業の実施		
		小項目②	13 団体に対する男女平等・共同参画の意識啓発	18	
			☆14 災害対応における男女の関与の必要性の啓発		
		小項目③	15 男女平等・共同参画に関する情報の収集と提供		
			16 学習・交流の場の提供		
			17 団体相互の交流の促進		
			18 派遣研修の実施 【No.8 再掲】		
			19 講師派遣等支援事業の実施		
	中項目1-3	小項目①	20 事業者への啓発		19
			☆21 女性の活躍推進のための事業者への啓発		
		小項目②	22 起業、就労などに関する講座の開催		20
23 起業に関する相談事業の実施					

目標-課題-施策の方向		事業番号	事業名	掲載ページ	
大項目1	中項目1-3	24	各種融資事業の実施	20	
		25	就労相談事業の実施		
		26	職員配置や職務分担における男女構成の適正化推進		
		27	啓発冊子・庁内システム等による啓発		
		28	男女平等・共同参画研修の実施		
		☆29	女性職員の活躍推進		
	中項目1-4	小項目①	30	男女平等教育推進のための情報提供	22
			31	男女平等の視点に立った保育の実施	
			32	学習情報の提供	
			33	社会教育講座における男女平等意識の醸成	
			34	参加型の啓発の実施	
			35	講座等における保育者の配置【No.11 再掲】	
		小項目②	36	男女混合名簿の使用	
			37	教員に対する男女平等研修の実施	
38			男女平等教育に関する研究の奨励		
☆39			児童・生徒に対する男女平等・共同参画の意識啓発		
小項目③	40	女性教員に対する管理職試験への受験奨励	23		
	41	学校教育におけるメディア・リテラシーの育成			
大項目2	中項目2-1	小項目①	42	社会教育におけるメディア・リテラシー教育の実施	
			43	事業者における取組の情報収集	27
			44	事業者向け啓発事業の実施	
	小項目②	☆45	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業者支援事業の実施	28	
		46	子育てや介護を担いながら働くための意識啓発		
		☆47	職員が子育てや介護を担いながら働くための環境の整備		
		☆48	子育てや介護を担いながら働くための職員への支援		
③	49	男性の参画促進に向けた意識啓発			

目標-課題-施策の方向	事業番号	事業名	掲載ページ		
大項目2	③	50	家事、育児、介護に関する知識・技術を習得する機会の提供	28	
	中項目2-2	小項目①	51	保育所機能の充実	30
			52	緊急一時保育の実施	
			☆53	地域型保育事業の充実	
			54	学童保育クラブの充実	
			55	育児支援サービス事業の実施	
			56	ファミリー・サポート・センター事業の実施	
			57	子どもショートステイ事業の実施	
	中項目2-2	小項目②	58	自立支援の充実	31
			59	日常生活支援の充実	
			60	居住支援事業の実施	
	中項目2-2	小項目③	61	自主保育グループへの支援	31
			62	ネットワークづくりへの支援	
			63	子ども家庭支援センター事業の充実	
			64	地域教育懇談会への支援	
			65	子育てひろば事業の実施	
			66	子育て情報の提供	
	中項目2-3	小項目①	67	各種相談事業の充実と連携	32
			68	権利擁護センター事業の実施	33
			69	高齢者福祉住宅の確保	
			70	居住支援事業の実施	
			71	高齢者福祉住宅の提供	
			72	住宅改修給付事業の実施	
			73	生きがい支援事業の実施	
			74	就労支援事業の実施	
		②	75	介護に関する相談事業の充実と情報提供	

目標-課題-施策の方向		事業番号	事業名	掲載ページ	
大項目2	中項目2-3	小項目②	76	専門相談の実施	33
			77	在宅介護支援事業の充実	
			☆78	介護施設等の整備	
			79	介護保険制度の実施	
大項目3	中項目3-1	小項目①	80	女性への暴力及び家庭内の暴力の防止に向けた啓発事業の実施	35
			81	女性への暴力及び家庭内の暴力の防止に向けた各種相談事業の充実と関係機関との連携	
		②	☆82	性的マイノリティについての啓発	
	中項目3-2	小項目①	83	未然防止・早期発見のための啓発事業の実施	37
			84	各種相談事業の充実と関係機関との連携	
			85	デートDV防止講座の開催	
		小項目②	86	各種相談事業の充実と関係機関との連携 【No.84 再掲】	
			87	自立支援事業の実施	
			88	緊急一時保護事業の実施	
		小項目③	89	東京都との連携	
	90		関係機関との連携		
	中項目3-3	小項目①	91	事業者等に対する啓発と支援	39
			92	地域、学校に対する啓発	
			93	各種相談事業の充実と連携	
			94	職員に対する研修の実施	
			95	職員の相談の実施	
中項目3-4	小項目①	96	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発	40	
		97	母子保健事業における啓発		
		98	相談事業の実施		
		99	学校における性や健康に関する教育と教員研修の実施		
		100	性や健康に関する情報の提供と学習機会の提供		
	②	101	各種健康診査の実施		

目標-課題-施策の方向		事業番号	事業名	掲載ページ		
大項目3	中項目3-4	小項目②	102	妊娠、出産期の女性に対する健康支援	40	
			103	入院助産費用の援助	41	
			104	更年期、高齢期の女性に対する健康支援		
			105	女性のための医療に関する情報提供		
大項目4	中項目4-1	小項目①	106	人権・男女平等推進担当者会議の充実	43	
			107	男女平等・共同参画オンブーズの運営		
			108	情報連絡会の実施		
		小項目②	109	男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進		
			110	資料室の充実		
			111	相談事業の充実と連携		
			112	学習の機会の提供		
			113	学習・交流の場の提供【No.16 再掲】		
	114	団体相互の交流の促進【No.17 再掲】				
	115	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営				
	中項目4-2	小項目①	116	区民意識調査の実施		44
			117	事業実績調査の実施		
			118	男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況評価の実施		
			119	年次報告の公表		
120			職員意識調査の実施			
中項目4-3	小項目①	121	区民・区民団体等との協働事業の実施	45		
		122	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営【No.115 再掲】			
		☆123	事業者等との協働事業の実施			
中項目4-4	小項目①	124	国、東京都との連携	45		
		125	他自治体との連携			

第2章 計画の内容

目標（大項目） 1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

男女が平等に共同参画する社会を実現するためには、男女が、その性別に関わらず対等なパートナーとして家庭、職場、地域などあらゆる分野で共に責任を分かち合い、個性と能力を發揮できることが大切です。

各国の社会進出における男女格差を指数化したジェンダー・ギャップ指数^{※1}では、日本の順位は142か国中104位と低く、特に政治・経済活動の分野では女性が個性や能力を十分發揮して活躍できる環境が整っていない状況にあります。

そこで、女性が職業生活において活躍することを推進するために、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。この法律では、国や地方公共団体、一定規模以上の民間事業主に、女性の採用・登用・能力開発等の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容を定めた「事業主行動計画」の策定・公表が義務付けられています。

こうしたことから、区はより実効性のある女性の活躍推進のための施策を実行していく必要があります。

【GGI（ジェンダー・ギャップ指数）】

GGI（ジェンダー・ギャップ指数）2014（平成26）年					
順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.859	23	スロベニア	0.744
2	フィンランド	0.845	24	オーストラリア	0.741
3	ノルウェー	0.837	26	イギリス	0.738
4	スウェーデン	0.817	28	ルクセンブルク	0.733
5	デンマーク	0.803	29	スペイン	0.733
6	ニカラグア	0.789	36	オーストリア	0.727
7	ルワンダ	0.785	39	ポルトガル	0.724
8	アイルランド	0.785	57	ポーランド	0.705
9	フィリピン	0.781	62	エストニア	0.702
10	ベルギー	0.781	65	イスラエル	0.701
11	スイス	0.780	66	チリ	0.698
12	ドイツ	0.778	69	イタリア	0.697
13	ニュージーランド	0.777	80	メキシコ	0.690
14	オランダ	0.773	90	スロバキア共和国	0.681
15	ラトビア	0.769	91	ギリシャ	0.678
16	フランス	0.759	93	ハンガリー	0.676
17	ブルンジ	0.757	96	チェコ共和国	0.674
18	南アフリカ	0.753	104	日本	0.658
19	カナダ	0.746	117	韓国	0.640
20	アメリカ合衆国	0.746	126	トルコ	0.618

備考：1. 世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2014」より作成。

2. 測定可能な国数は142か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国（34か国）を抽出。

出典：平成27年度版男女共同参画白書

※1 ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index=GGI）

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出される、男女格差を測る指数です。

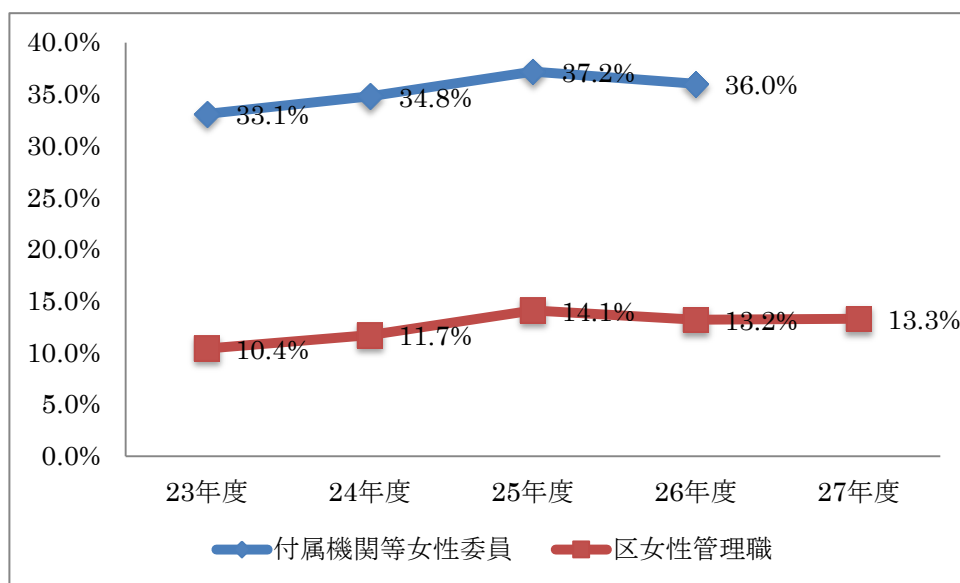
課題（中項目） 1－1 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進

男女平等・共同参画を推進するためには、男女が共に政策決定や意思決定をする過程に参画することが重要です。

区では、「目黒区基本計画（平成 22 年度～平成 31 年度）」において、附属機関等の女性委員の割合を 50%にするという目標を掲げています。しかし、平成 27 年 3 月 1 日時点の数値は 36.0%と、目標には未だ遠い状況です。

また、区の女性管理職の割合についても、約 1 割と低い状況にあります。

【政策決定及び意思決定過程への女性の参画状況の推移】



目黒区男女平等・共同参画に関する事業実績調査

このように、政策決定・意思決定の過程が一方の性に偏っていることは、多様な意見が反映されにくいだけでなく、女性が能力を発揮する機会が少なくなるという意味でも、望ましい状況ではありません。

これらのことを踏まえ、女性の参画意識を高め、男女がバランスよく政策決定・意思決定の過程に参画できるように、女性リーダーの育成をはじめとした施策を推進していきます。

施策の方向（小項目）① 審議会などにおける男女平等・共同参画の推進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
1	審議会などへの女性の積極的登用	女性委員 50%の目標に向けて取組を進めるため、「附属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」を活用します。また所管課に女性委員の積極的な選出を依頼し、改選結果の報告を求めることで、女性の登用を促進します。	関係各課（政策企画課、人権政策課）	継続
2	女性の人材活用	「男女共同参画人材情報データベース」（国立女性教育会館）や「はばたく女性人材バンク」（内閣府）などについて各課に周知し、女性の人材活用を進めます。	人権政策課	継続

施策の方向（小項目）② 女性リーダーの育成

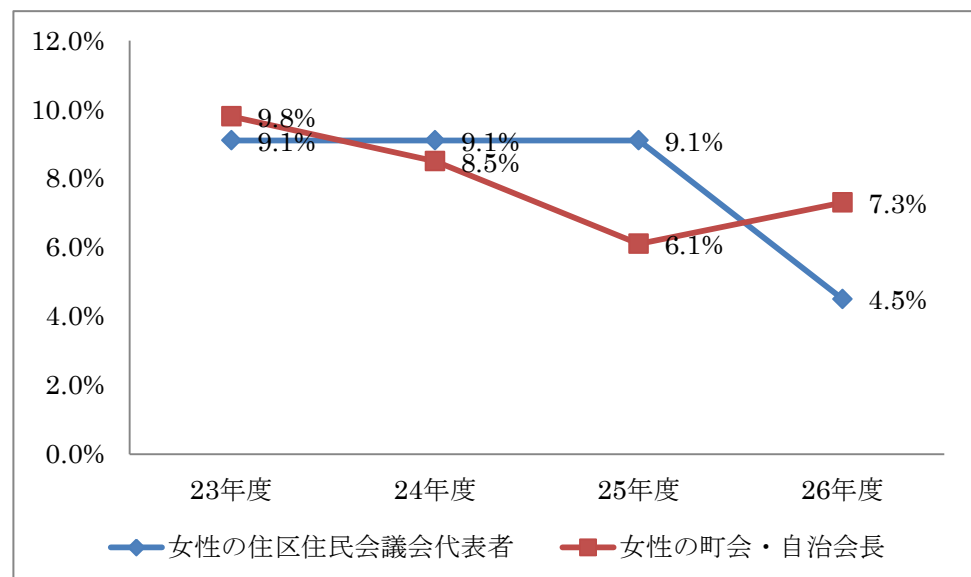
事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
3	女性職員に対する係長・管理職試験の受験奨励	政策決定や組織運営の場に男女が参画できるよう、係長・管理職試験について、女性職員が積極的に受験するよう奨励します。	全課(人事課)	継続
4	キャリア形成のための支援	区の若手職員に対して、昇任制度の説明及び先輩の体験紹介などを通じキャリア形成の支援を行います。	人事課	新規
5	女性管理職を増やすための仕組みづくりの検討	先輩職員から昇任等のアドバイスを受けることができる仕組みを検討します。	人事課	新規
6	女性の参画促進に向けた啓発	区民・事業者に対して、あらゆる分野に女性の参画促進を図るための啓発を行います。	人権政策課	継続
7	女性の人材育成講座の開催	区民に対して、女性の参画意識の醸成及びリーダー育成を目的とした講座を開催します。	人権政策課、生涯学習課	継続
8	派遣研修の実施	リーダー育成を目的に、女性団体の構成員に対する研修派遣及び会議などへの参加支援を行います。	人権政策課	継続

課題（中項目）1-2 地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進

地域活動においては、活動に参加する女性は増加しているものの、その代表者は大多数が男性であり、女性の割合は少ない状況が続いています。

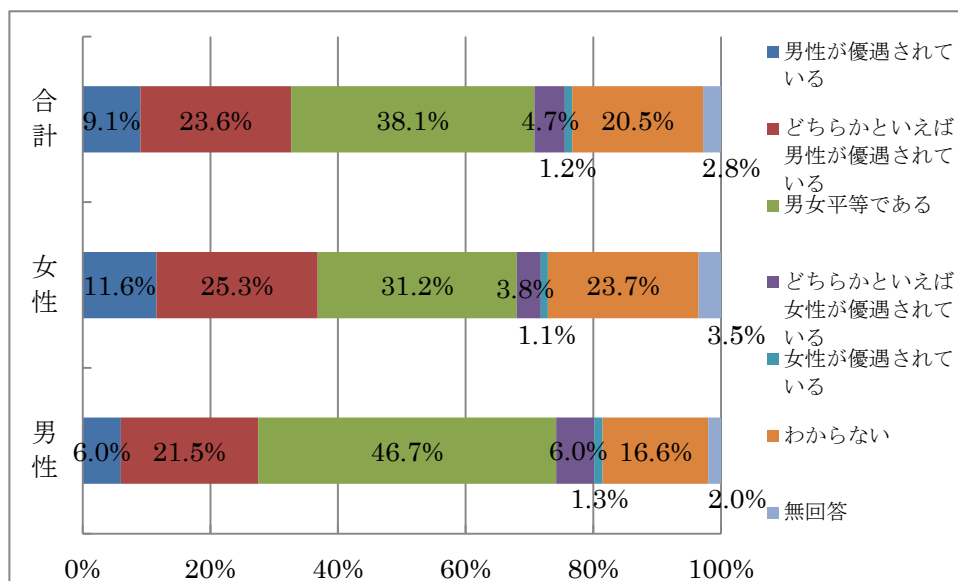
また、「平成 27 年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査」の結果では、「地域活動の場においては女性よりも男性が優遇されている」という区民の意識が表れています。

【地域活動代表者の女性割合の推移】



目黒区男女平等・共同参画に関する事業実績調査

【地域の活動や行事での男女平等意識】



平成 27 年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

これらの状況を改善し、地域活動に多様な意見を反映させることが課題となっています。

地域活動への参加促進に向けては、引き続き、男女が共に参加しやすい時間帯での講座の設定や一時保育の実施など、環境整備に努めます。

また、東日本大震災の教訓から、災害時には男女双方の視点を反映させることが求められていることから、男女が共に、防災活動をはじめ地域、団体活動に参加・活躍できるよう、総合的な支援を進めていきます。

施策の方向（小項目）① 地域活動への参加促進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
9	地域活動への参加促進に向けた啓発	地域活動への参加を促進するため、事業者に対し啓発を行います。	人権政策課	継続
10	働く男女が参加しやすい講座等の開催	各種講座の開催に当たっては、参加しやすい曜日や時間帯の開催を配慮します。	人権政策課、産業経済・消費生活課、スポーツ振興課、保健予防課、碑文谷保健センター、生涯学習課、関係各課	継続
11	講座等における保育者の配置	講座等の開催に当たっては、子育てをしている区民が参加できるよう、保育者を配置します。	関係各課（人権政策課）	継続

12	講座等における保育従事者登録事業の実施	区が主催する行事・講座の実施や区民が自主的な活動を行う際に保育者を配置しやすいよう、保育者登録事業を継続します。	人権政策課	継続
----	---------------------	----------------------------------------------------------	-------	----

施策の方向（小項目）② 地域活動における男女平等・共同参画の意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
13	団体に対する男女平等・共同参画の意識啓発	男女が均等に地域活動に参画し、共に活動を担うための啓発を行います。	防災課、地域振興課、スポーツ振興課、関係各課	継続
14	災害対応における男女の関与の必要性の啓発	避難所運営協議会の立ち上げ等において、男性・女性が関わることへの必要性について働きかけていきます。	防災課	新規

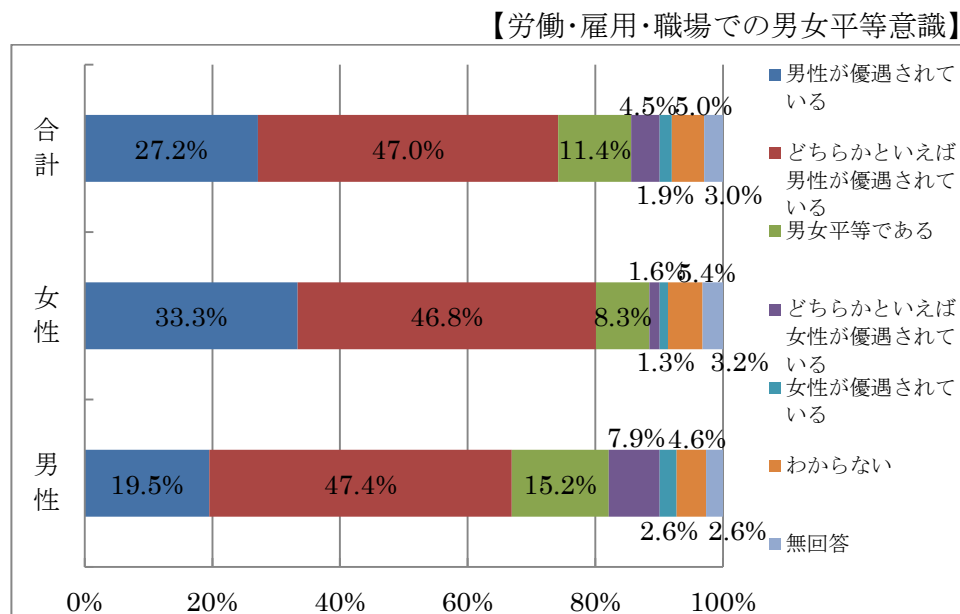
施策の方向（小項目）③ 男女平等・共同参画に関する活動団体への支援

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
15	男女平等・共同参画に関する情報の収集と提供	区民の学習を支援するため、男女平等・共同参画センター資料室において書籍や資料の収集と提供を行います。	人権政策課	継続
16	学習・交流の場の提供	男女平等・共同参画を推進するための学習・交流の場として、男女平等・共同参画センター内の会議室・研修室等を提供します。	人権政策課	継続
17	団体相互の交流の促進	男女平等・共同参画センターで活動する団体を支援するため、交流促進事業を実施します。	人権政策課	継続
18	派遣研修の実施【No.8 再掲】	リーダー育成を目的に、女性団体の構成員に対する研修派遣及び会議などへの参加支援を行います。	人権政策課	継続
19	講師派遣等支援事業の実施	区民活動を支援するため、社会教育関係団体への講師派遣事業を行います。	生涯学習課	継続

課題（中項目） 1－3 働く場における男女平等・共同参画の促進

「平成 27 年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査」では、7 割以上の区民が、労働・雇用・職場においては「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じています。

男女が共に働きやすい職場環境づくりの推進は、女性の働く環境の改善だけにととまらず、事業者の成長や発展にもつながります。



平成 27 年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

この状況を改善するため、男女の待遇が均等になるよう事業者への働きかけを更に強化していくとともに、女性の再就職や起業支援、就業を継続できる環境づくりなど、女性のチャレンジ支援に取り組みます。

また、区においても、女性職員の活躍促進を図っていきます。

施策の方向（小項目）① 事業者における男女平等・共同参画の促進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
20	事業者への啓発	啓発誌やパンフレット、インターネットを活用し情報提供を行うとともに、事業者の理解促進を図ります。	人権政策課、産業経済・消費生活課	継続
21	女性の活躍推進のための事業者への啓発	女性が働きやすい環境整備や女性の登用促進に関する講座開催、取組事例の紹介等を行います。	人権政策課	新規

施策の方向（小項目）② 女性のチャレンジ支援

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
22	起業、就労などに関する講座の開催	女性の多様な働き方を支援するための各種講座等を開催します。	人権政策課、産業経済・消費生活課	継続
23	起業に関する相談事業の実施	起業に関する相談を行います。	産業経済・消費生活課	継続
24	各種融資事業の実施	中小企業経営及び創業支援として中小企業資金等の融資・あっせんを行います。	産業経済・消費生活課	継続
		また、社会福祉協議会において、失業等により困難となった生活全般の支援として総合支援資金の貸付を行います。	健康福祉計画課	
25	就労相談事業の実施	ワークサポートめぐろにおいて、就労相談事業を実施します。	産業経済・消費生活課	継続
		また、内職の相談・紹介を行います。	高齢福祉課	

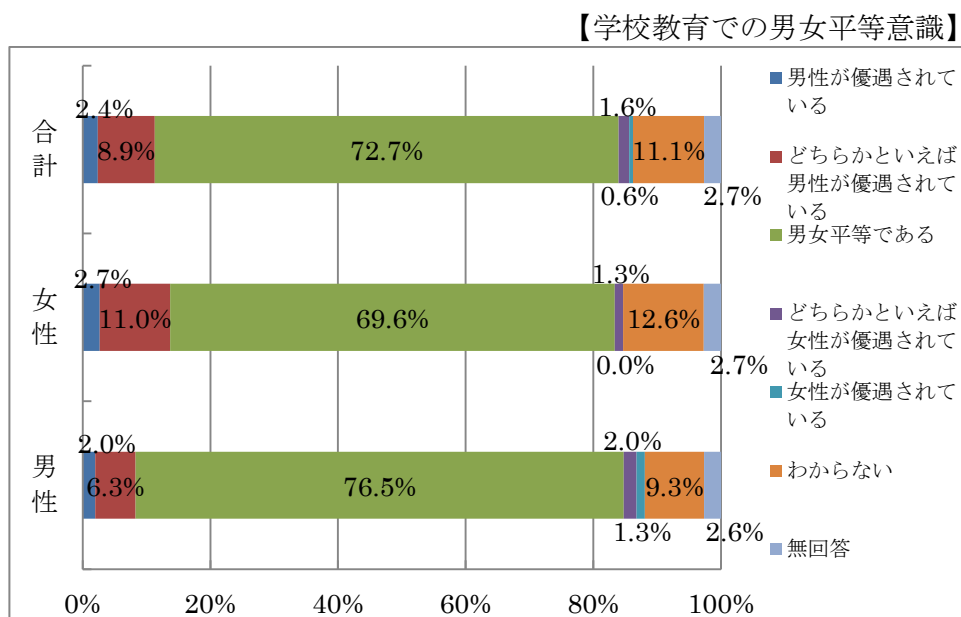
施策の方向（小項目）③ 区における男女平等・共同参画の推進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
26	職員配置や職務分担における男女構成の適正化推進	職務実態を踏まえて、性別に偏らない職員配置や職務分担を推進します。	全課（人事課）	継続
27	啓発冊子・庁内システム等による啓発	区職員の男女平等・共同参画に対する理解を深めるため、啓発冊子・庁内システム等で周知します。	広報課、人権政策課	継続
28	男女平等・共同参画研修の実施	区職員の男女平等・共同参画意識を育成するため、男女平等・共同参画研修を実施します。	人権政策課、人事課	継続
29	女性職員の活躍推進	女性職員が果敢にチャレンジできるよう、管理職に対して女性職員の活躍推進に関する啓発を行います。	人事課	新規

課題（中項目） 1－4 教育及び学習の場における男女平等・共同参画への理解促進

教育及び学習の場において、特定の職業に就く人を男女どちらかに決めつけるなどの固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、子どもが自らの資質や個性を开花させていくためには、男女平等・共同参画への理解が重要となります。

そのため、子どもが性別により将来の可能性を限定することがないように、教員及び児童・生徒への男女平等・共同参画の意識啓発に努めていきます。また、男女平等・共同参画の視点を踏まえて、固定的な性別役割分担意識に基づいた映像や表現等を含むメディアからの情報を正しく読み解き、表現できるメディア・リテラシー^{※1}教育の充実を図ります。



平成 27 年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

※1 メディア・リテラシー=Media Literacy

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の 3 つを構成要素とする複合的な能力のことです。

男女平等・共同参画の分野では、固定的な性別役割分担意識に基づいた映像・表現等や性を商品化した情報を適切に読み解くとともに、正しい表現や情報発信を行うことができる能力をいいます。

施策の方向（小項目）① 生涯学習における男女平等教育の促進と支援

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
30	男女平等教育推進のための情報提供	各種たよりの発行や進路指導などに活用するための啓発資料の作成・配布により、情報提供を行います。	教育指導課	継続
31	男女平等の視点に立った保育の実施	区立保育園や学童保育クラブにおいて、男女平等の視点に立った保育の充実に努めます。	子育て支援課、保育課	継続
32	学習情報の提供	男女平等の視点に立った学習情報の提供を行います。	生涯学習課	継続
33	社会教育講座における男女平等意識の醸成	社会教育講座を実施する中で、男女平等意識の醸成を図ります。	生涯学習課	継続
34	参加型の啓発の実施	男女平等・共同参画の理解を促進するため、参加型の啓発事業を実施します。	人権政策課	継続
35	講座等における保育者の配置 【No.11 再掲】	講座等の開催に当たっては、子育てをしている区民が参加できるよう、保育者を配置します。	関係各課（人権政策課）	継続

施策の方向（小項目）② 教育の場での男女平等・共同参画の意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
36	男女混合名簿の使用	出席簿において男女に順序をつけるような取扱いをしないため、男女混合名簿の使用を継続します。	教育指導課	継続
37	教員に対する男女平等研修の実施	学校における男女平等教育の推進を図るため、研修を実施します。	めぐろ学校サポートセンター	継続
38	男女平等教育に関する研究の奨励	男女平等教育をはじめとした人権教育についての研究を奨励します。	教育指導課	継続
39	児童・生徒に対する男女平等・共同参画の意識啓発	児童・生徒の男女平等・共同参画の意識を醸成する授業を行います。	教育指導課	新規
40	女性教員に対する管理職試験への受験奨励	女性教員に対し、管理職試験を受験するよう奨励します。	教職員・教育活動課	継続

施策の方向（小項目）③ 固定的な性別役割分担意識に基づく情報・表現を読み解く力の向上

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
41	学校教育におけるメディア・リテラシーの育成	メディアから発信される、男女の役割分担を固定的に捉えるような意識に基づく情報・表現を、主体的に解釈し考えることができるよう、児童・生徒のメディア・リテラシーをさまざまな教育活動を通じて育成します。	教育指導課	継続
42	社会教育におけるメディア・リテラシー教育の実施	社会教育において、メディアからの情報を主体的に解釈し、考える力を育成します。	人権政策課、生涯学習課	継続

目標（大項目）2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

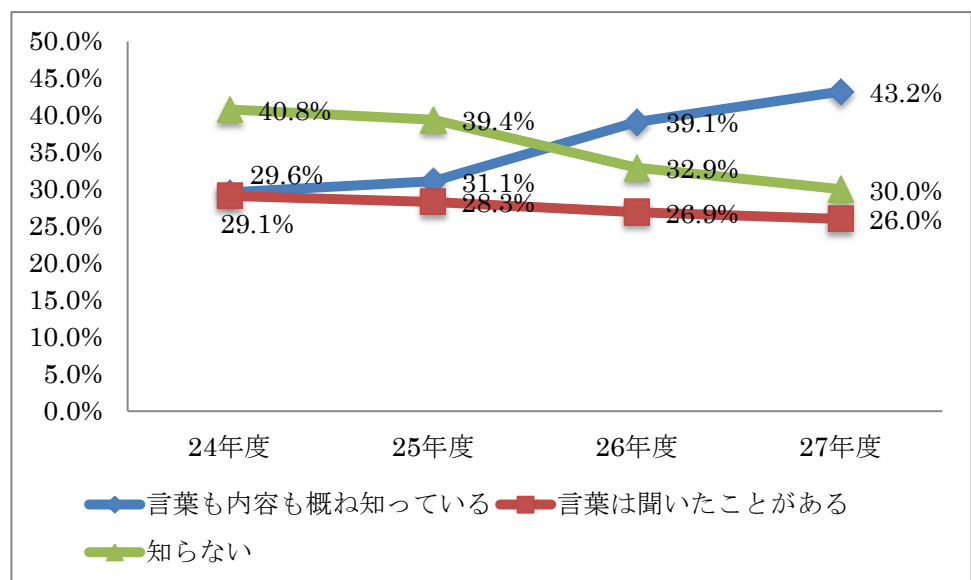
ワーク・ライフ・バランス※¹を実現するためには、男女が共に働き方を見直し、個人それぞれの多様な価値観に基づいた生活のできる環境をつくることが求められます。

そのためには、男女が共にワーク・ライフ・バランスの重要性を認識するとともに、事業者が個人の多様な選択を可能にする制度を構築し、支援していくことが重要です。

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度は高くなってきているものの、子育て・介護と仕事の両立を図るためには解決すべき課題が残されています。また、少子高齢化の進行により労働人口の減少が予想される中で、さまざまな立場の人の労働参加・就労継続が求められることから「ワーク・ライフ・バランス」の必要性が強く認識されています。

今後もワーク・ライフ・バランスの必要性を広く社会に浸透させ、男女が共に仕事と生活を調和させた豊かな生活を送れるよう、事業を展開していきます。

【ワーク・ライフ・バランスの認知度】



目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

※1 ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と、子育てや介護、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態をいいます。

課題（中項目） 2－1 仕事と生活の両立支援

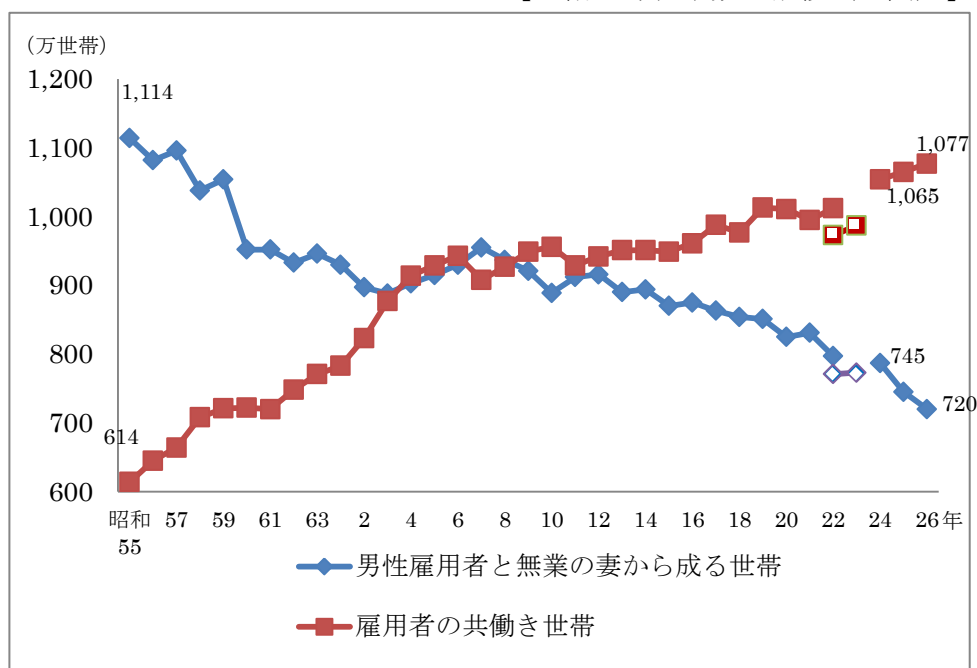
価値観の多様化から、仕事と生活の調和を図りたいと考える人が増え、共働き世帯数が年々増加し、男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回る状態にある一方で、結婚や出産を機に離職する女性の割合は減少傾向にあるものの依然として高く、男性の仕事優先・長時間労働の働き方も続いています。

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力をさまざまな分野で発揮し、仕事と生活を調和させた豊かな生活を営むためには、男性が家庭で自立し、男女が共に家事・育児・介護を分かち合う環境づくりと、多様な働き方を可能にする職場体制の整備が不可欠です。

事業者にとっては、仕事と生活の両立支援策を充実させることにより、優秀な人材の確保、社員の意欲向上、生産性の向上など、多くのメリットがあります。

ワーク・ライフ・バランスの実現には事業者の理解・協力が不可欠であることから、事業者に対する取組を引き続き進めていきます。

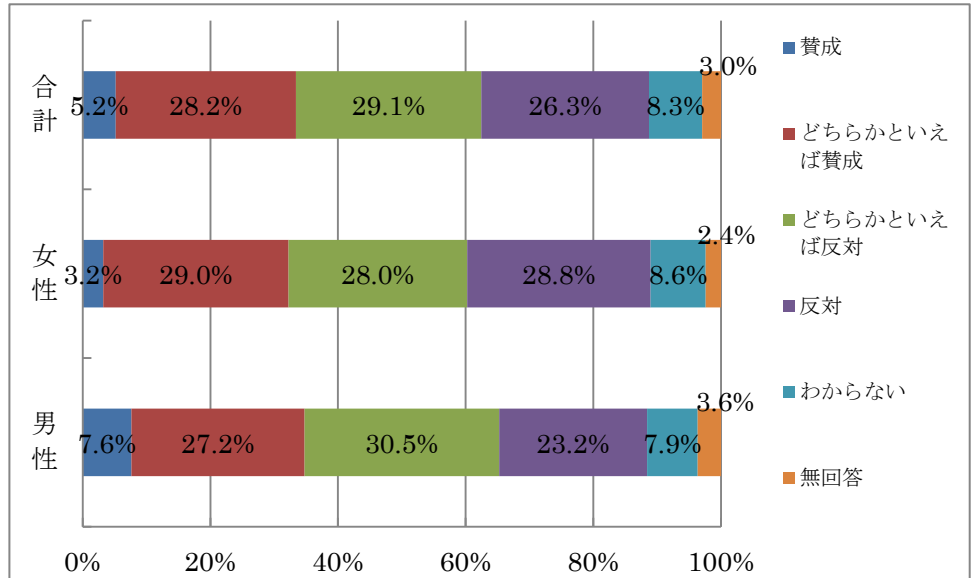
【共働き等世帯数の推移（全国）】



- 備考:1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者の世帯。
4. 平成22年及び23年の数値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

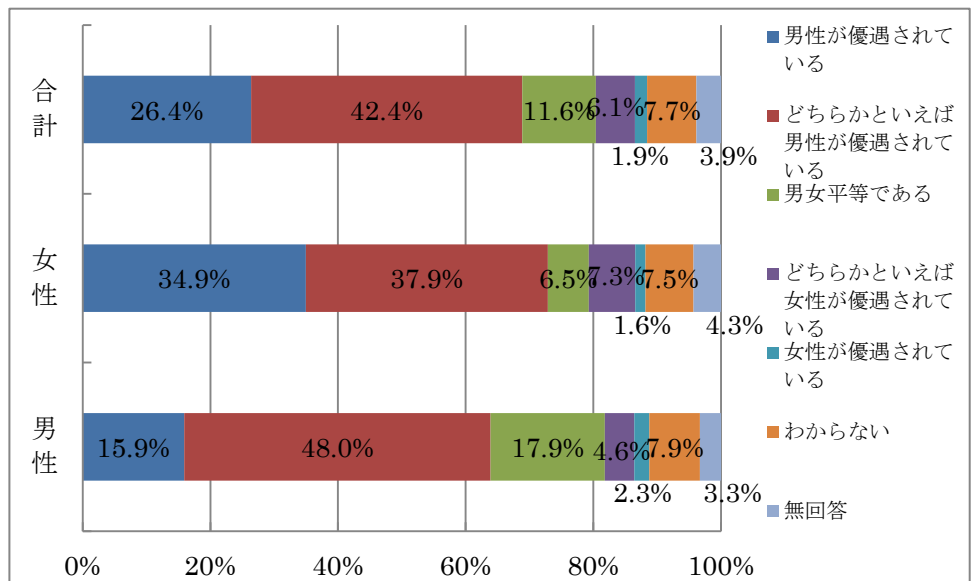
出典：内閣府「平成27年度版男女共同参画白書」

【「男は仕事、女は家事・育児」という考え方について】



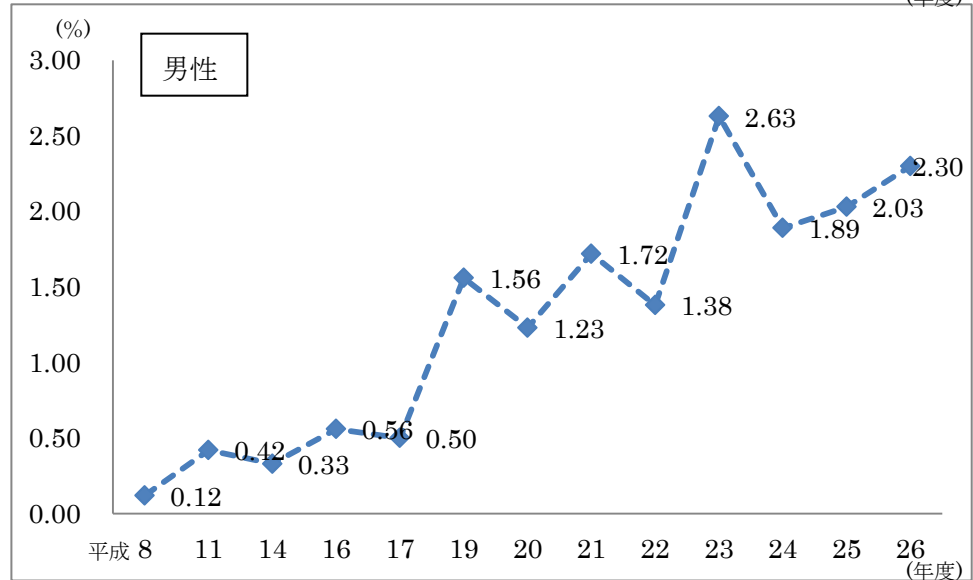
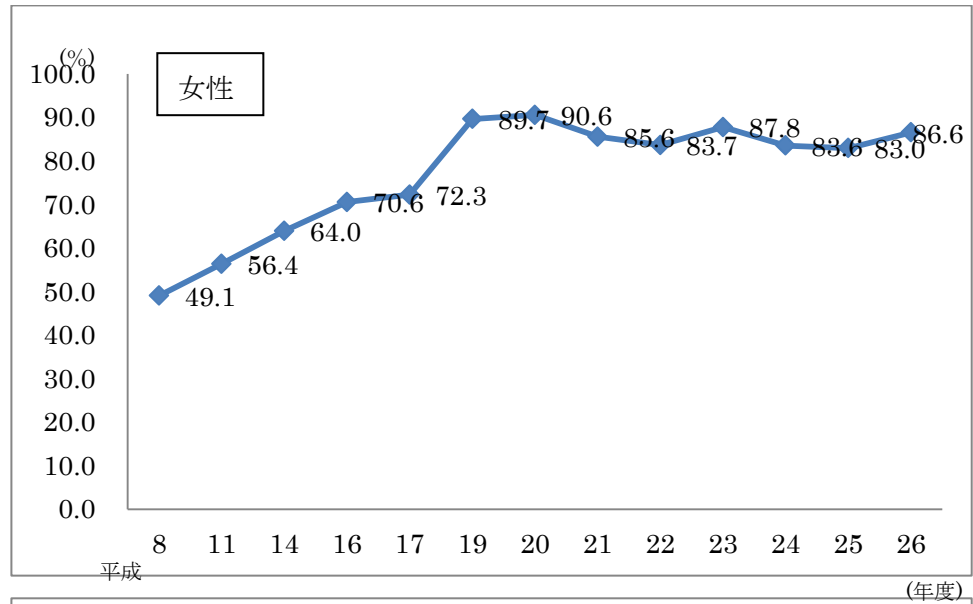
平成 27 年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

【家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識】



平成 27 年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

【育児休業取得率の推移】



注：平成23年度の[]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の数}}{\text{調査前年度1年間(※)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$

(※)平成23年度以降調査においては、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間。

「平成26年度雇用均等基本調査」より

施策の方向（小項目）① 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
43	事業者における取組の情報収集	区内事業者のワーク・ライフ・バランスの取組に関する情報を収集します。	人権政策課	継続
44	事業者向け啓発事業の実施	ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるために、区内事業者に啓発用DVDの貸出を行うとともに、ノー残業デーなど具体的な取組を紹介する啓発講座を実施します。	人権政策課	継続

45	ワーク・ライフ・バランス推進のための事業者支援事業の実施	専門家を派遣し、ワーク・ライフ・バランス推進のための新たな取組の提案や就業規則改定等のサポートを行います。	人権政策課	新規
----	------------------------------	-------------------------------------------------------	-------	----

施策の方向（小項目）② 男女が子育てや介護を担いながら働くための職場環境の整備

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
46	子育てや介護を担いながら働くための意識啓発	男女が共に子育てや介護を担いながら働くための法制度の普及や意識づくりに向けた啓発を行います。	人権政策課、産業経済・消費生活課	継続
47	職員が子育てや介護を担いながら働くための環境の整備	管理職をはじめ他の区職員が、子育てや介護を担いながら働く区職員をサポートできるような職場づくりを進めます。	全課（人事課）	新規
48	子育てや介護を担いながら働くための職員への支援	子育てや介護に係る休暇制度の利用促進を図るとともに、該当区職員に対して適時アドバイスを行います。	全課（人事課）	新規

施策の方向（小項目）③ 男性が家事・育児・介護を積極的に担うための啓発

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
49	男性の参画促進に向けた意識啓発	家事や子育て、介護の分野に男性の参画を促進するための啓発を行います。	人権政策課	継続
50	家事、育児、介護に関する知識・技術を習得する機会の提供	料理教室や家事講座、消費生活講座、育児教室、家族介護教室など、男性が参加しやすく、家庭において家事・育児・介護を担うために必要な基礎的知識や技術を習得できる講座を開催します。	人権政策課、産業経済・消費生活課、保健予防課、碑文谷保健センター、地域ケア推進課、生涯学習課	継続

課題（中項目）2-2 子育て支援

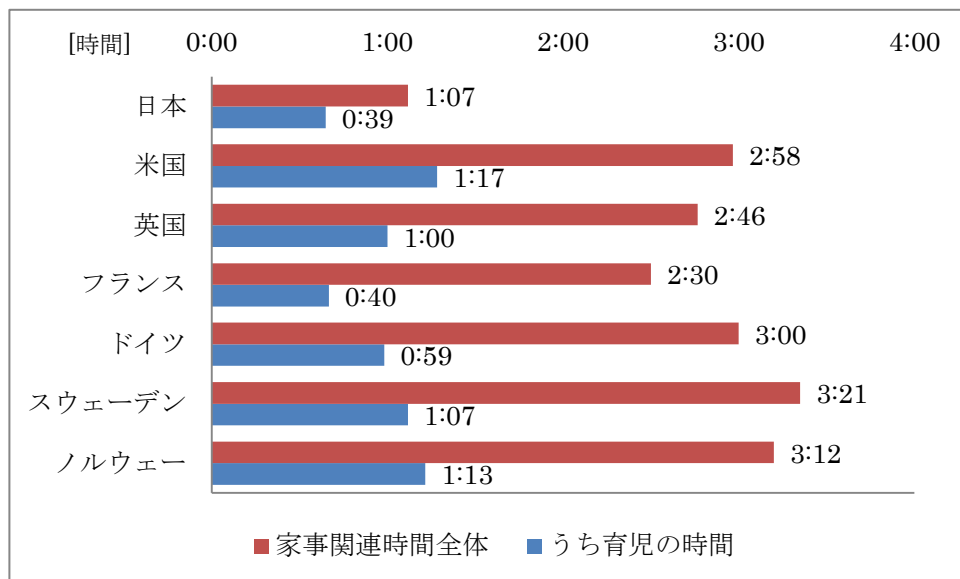
核家族化や地域で子どもを育てるという連帯意識の希薄化に伴う子育て家庭の孤立化により、子育てに対する負担感や不安を持つ人が増加しています。さらに、女性の社会進出やひとり親家庭など、家族形態の多様化に伴い、働きながら子育てをする人々が増加し、子育てを取り巻く環境は変化しています。

また、子育て期にある男性の家事及び育児時間は1日当たり1時間未満であり、男性の育児休業

取得率も低水準にあることから、家庭内の育児負担は依然として女性に偏りがちな現状があります。

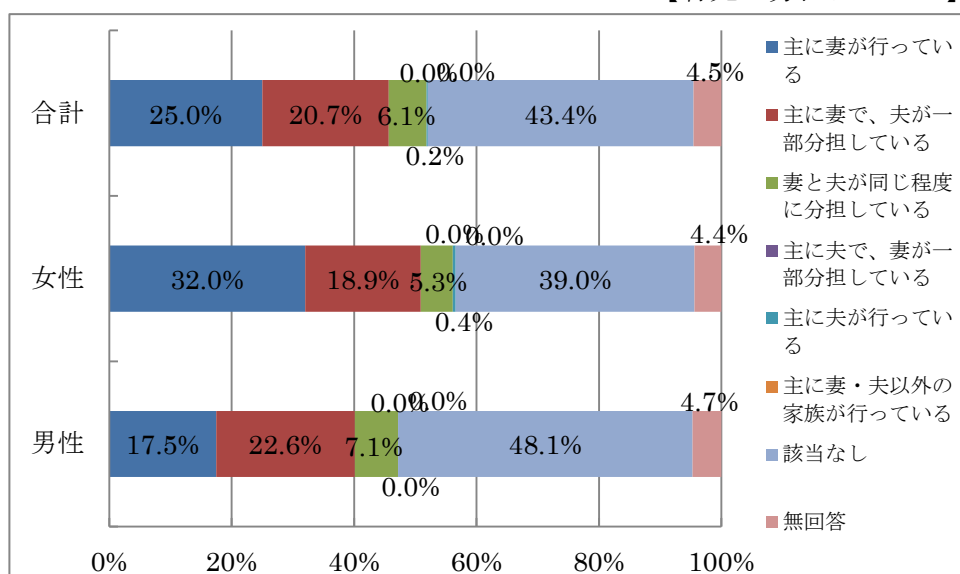
このため、本計画では、子育て中の人々が仕事と生活を調和させた豊かな生活を送れるよう、子育て支援を行うという視点で、子育てに関する相談機能の充実、ひとり親家庭への支援、地域全体で子育てを支援する仕組みづくりを推進していきます。

【6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間（1日当たり、国際比較）】



備考：1.Eurostar”How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”(2004), Bureau of Labor Sstatistics of the U.S.”American Time Use Survey”(2013)及び総務省「社会生活基本調査」(平成23年)より作成。
 2.日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)である。
 出典：内閣府「平成27年度版男女共同参画白書」

【育児の分担について】



平成27年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

施策の方向（小項目）① 多様な保育サービスの充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
51	保育所機能の充実	私立認可保育所、小規模保育所の整備による待機児童解消など、多様な保育ニーズに応えるとともに、子育て相談など地域の子育て支援事業を含め、保育所機能の充実を図ります。	保育課	継続
52	緊急一時保育の実施	家族の入院により保育者がいないなど、一時的に保育を必要とする場合に、保育所で就学前の子どもを預かります。	保育課	継続
53	地域型保育事業の充実	多様な保育ニーズに対応するため、地域型保育事業の充実を図ります。	保育課	新規
54	学童保育クラブの充実	学童保育需要の高い地域に対応できるよう充実を図ります。	子育て支援課	継続
55	育児支援サービス事業の実施	シルバー人材センターにおいて、高齢者の経験と知識を活かし、育児サービスを必要とする家庭への支援を行います。	健康福祉計画課	継続
56	ファミリー・サポート・センター事業の実施	ファミリー・サポート・センターのあっせんで、子育て家庭への支援を行います。	子ども家庭課	継続
57	子どもショートステイ事業の実施	保護者が、病気・出産・看護・仕事などで育児に当たれないとき、区内の施設で短期間養育します。	子ども家庭課	継続

施策の方向（小項目）② ひとり親家庭に対する支援

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
58	自立支援の充実	ひとり親家庭に対する相談や母子及び父子福祉資金の貸付、母子生活支援施設の運営、児童扶養手当等の各種事業を実施します。	子育て支援課、子ども家庭課	継続
59	日常生活支援の充実	ひとり親家庭の日常生活を支援するため、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業を実施します。	子ども家庭課	継続
60	居住支援事業の実施	ひとり親家庭を対象に、民間賃貸住宅のあっせんや家賃助成事業を行います。	住宅課	継続

施策の方向（小項目）③ 地域での子育て支援

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
61	自主保育グループへの支援	地域で子育てをしている自主保育グループに対して、活動の場の提供や助言などの支援を行います。	子ども家庭課	継続
62	ネットワークづくりへの支援	育児学級やフレッシュママの集いなどを開催し、育児期の親たちの交流などのネットワークづくりを支援します。	保健予防課、碑文谷保健センター	継続
63	子ども家庭支援センター事業の充実	子どもや子育てに関する相談、親子がふれあう場の提供、保育所や児童館などの子育て講座への講師の派遣など、地域の子どもと家庭に関する総合的な支援を行います。	子ども家庭課	継続
64	地域教育懇談会への支援	学校、家庭、地域の関係者が話し合う場としての地域教育懇談会の活動に対し、情報提供や活動経費一部負担などの支援を行います。	教職員・教育活動課	継続
65	子育てひろば事業の実施	保育所や児童館で子育て相談や納涼会等地域交流事業、園庭開放、育児講座などを実施し、地域の子育てを支援します。	子育て支援課、保育課	継続
66	子育て情報の提供	子育て情報ポータルサイトの運営や、めぐろ子育てホッ！とブックの発行により、区民視点からの子育て情報を発信します。	子ども家庭課	継続

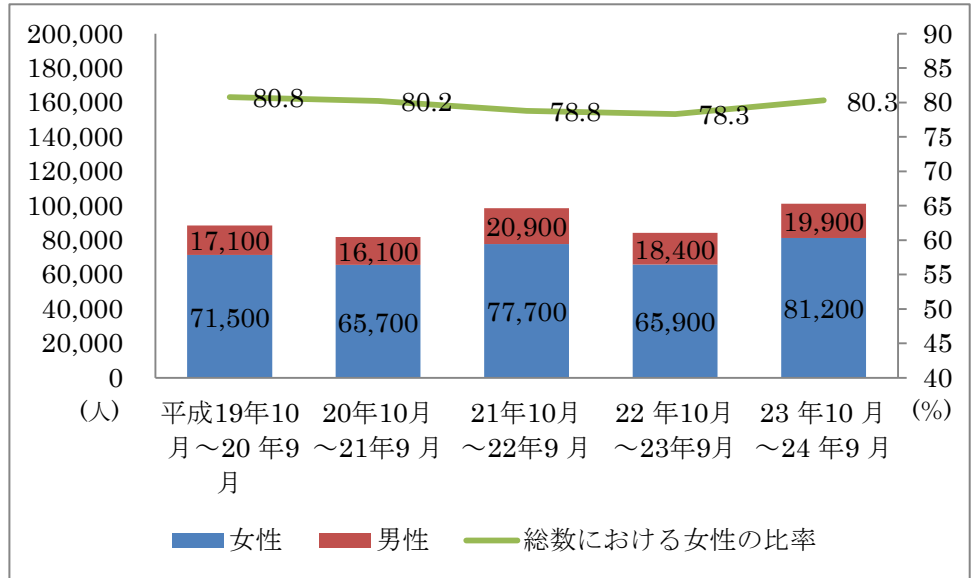
課題（中項目）2-3 介護支援

社会の急激な高齢化により、今後は元気な高齢者が増える一方、一人暮らしや介護を必要とする高齢者も増加することが予測されています。

これまでさまざまな介護サービスが実施されてきましたが、家庭での介護は依然として女性が担っていることが少なくありません。また、家族の介護や看護を理由とした離職・転職者は年間10万人を越えています。

このため、本計画では、介護中の人々が仕事と生活を調和させた豊かな生活を送れるよう、介護支援を行うという視点で、高齢者の自立支援や社会参加の促進、施設の整備、介護する人へのサポートを推進していきます。

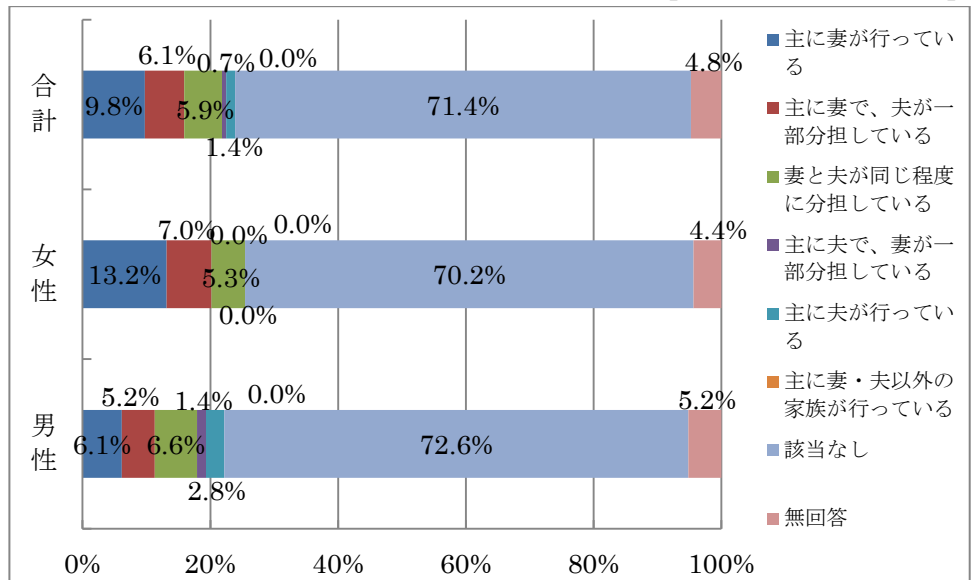
【介護・看護を理由に離職・転職した人数】



備考：1. 総務省「平成24年就業構造基本調査」より作成。
 2. 複数回離職・転職した者については、前職についてのみ回答しているため、前職以前の離職・転職については数値に反映されていない

出典：内閣府・男女共同参画推進連携会議
 「ひとりひとりが幸せな社会のために 男女共同参画の実現をめざして 平成27年度版データ」

【介護の分担について】



平成27年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

施策の方向（小項目）① 高齢者の自立支援と社会参加の促進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
67	各種相談事業の充実と連携	高齢者に関わる各種相談事業を充実させるとともに、相談機関の連携を図ります。	地域ケア推進課、高齢福祉課、生活福祉課	継続

68	権利擁護センター事業の実施	権利擁護センターめぐろにおいて、高齢や障害などのため、判断能力が不十分な方の財産・金銭管理・契約行為などについての相談事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用支援事業、苦情調整事業を実施します。	健康福祉計画課	継続
69	高齢者福祉住宅の確保	住宅マスタープランに基づき、高齢者のための住宅の確保に努めます。	住宅課	継続
70	居住支援事業の実施	高齢者に対する民間賃貸住宅のあっせんや家賃助成事業を行います。	住宅課	継続
71	高齢者福祉住宅の提供	高齢者福祉住宅を運営管理します。	高齢福祉課	継続
72	住宅改修給付事業の実施	高齢者の自立生活を支援するため、住宅改修給付事業を行います。	高齢福祉課	継続
73	生きがい支援事業の実施	老人いこいの家や高齢者センター事業、老人クラブへの支援を行います。	高齢福祉課	継続
74	就労支援事業の実施	シルバー人材センターにおいて、就労意欲のある高齢者を対象に、働く場の確保と情報提供を行います。	健康福祉計画課	継続

施策の方向（小項目）② 介護事業の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
75	介護に関する相談事業の充実と情報提供	介護に関する相談を行うとともに、情報の提供を行います。	地域ケア推進課、高齢福祉課、障害福祉課	継続
76	専門相談の実施	認知症の早期発見、早期治療を目的に認知症相談事業を実施します。	保健予防課、碑文谷保健センター	継続
77	在宅介護支援事業の充実	高齢者の在宅生活を支援するため、紙おむつの給付、出張理美容サービスの提供など、在宅福祉サービス事業を行います。	高齢福祉課	継続
78	介護施設等の整備	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホームなどの整備を進めます。	高齢福祉課	新規
79	介護保険制度の実施	高齢者の介護支援及び生活支援を目的に、介護保険制度を実施します。	介護保険課	継続

目標（大項目）3 人権が尊重される社会の形成

人権の尊重は男女平等・共同参画の推進を図るうえで重要です。すべての人が性別にとらわれず自分らしく生きるためには、誰もが共にお互いの個性を認め、人権が尊重される社会を形成することが求められています。特に、障害のある女性は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれる場合があることに留意していくことが必要です。

セクシュアル・ハラスメント^{※1}や配偶者等からの暴力^{※2}、ストーカー行為などは決して許されるものではなく、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。これらの行為を防止し、被害者を支援する仕組みを充実させ、その内容を被害者に伝えていきます。

妊娠・出産など、男性とは異なるライフイベントを経験する可能性のある女性の健康について、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※3}という概念を広く浸透させていくことは、女性の人権尊重の観点からも重要です。男女の生涯の健康保持・増進支援を進めるとともに、女性が自らの性や健康に対して主体的な選択ができるように情報提供や支援を行います。

また、性的マイノリティ^{※4}に対しては理解不足による偏見や差別があることから、多様な性のあり方を認める考え方を醸成していくことが、人権が尊重される社会の実現にとって取り組むべき課題の一つとなっています。

課題（中項目）3-1 人権を尊重する意識の醸成

性暴力やストーカー行為、虐待などのあらゆる暴力について、その防止に努めるとともに、相談事業の充実を図ります。

また、周囲の理解不足や偏見から悩むことの多い性的マイノリティの人々が、自分らしい生き方ができるよう、社会的理解を促進するための施策を進めていきます。

※1 セクシュアル・ハラスメント=Sexual harassment

他の者を不快にさせる性的な言動をいいます。身体への不必要な接触、性的な冗談やからかい、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人の目に触れる場でのわいせつな写真の掲示などが含まれます。これらは、男性から女性だけではなく、女性から男性、同性同士で行われることもあります。

※2 配偶者等からの暴力

ここでいう配偶者等は、婚姻の届出をしていない、いわゆる事実婚や生活の本拠を共にする交際相手の場合、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。暴力には、身体的暴力のほか、精神的暴力や性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力も含まれます。

※3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ=Reproductive Health/Rights

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

※4 性的マイノリティ

身体の性と心の性が一致せず、身体の性に持続的な違和感を持つ状態（性同一性障害）にある人、恋愛や性愛の対象（性的指向）が同性または両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭（性分化疾患）である人など、またはそうした状態のことです。ただし、性のあり方はさまざまであり、これ以外の人または状態のことを含めて表す場合もあります。

施策の方向（小項目）① あらゆる暴力の防止

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
80	女性への暴力及び家庭内の暴力の防止に向けた啓発事業の実施	暴力の防止に向けて、啓発誌の配布や講座の開催等を行います。	人権政策課、地域ケア推進課	継続
81	女性への暴力及び家庭内の暴力の防止に向けた各種相談事業の充実と関係機関との連携	暴力の防止に向けて、各種相談事業の周知徹底と充実、関係機関との更なる連携を図ります。	区民の声課、人権政策課、保健予防課、碑文谷保健センター、地域ケア推進課、生活福祉課、子ども家庭課、関係各課	継続

施策の方向（小項目）② 多様な性のあり方への理解促進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
82	性的マイノリティについての啓発	性的マイノリティについての理解を促進するため、講座の開催や啓発を行います。	人権政策課、生涯学習課	新規

課題（中項目）3-2 配偶者等からの暴力の防止

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。家庭という私的な生活の場で発生する機会が多いため潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに深刻な状態になります。被害者は恐怖や不安を覚え、生活を脅かされ、その尊厳を著しく傷つけられています。被害者の中には「相談するほどのことではない」と考え、誰にも相談しない人も多いため、被害者やその支援者に相談の必要性などを周知していくことも必要です。

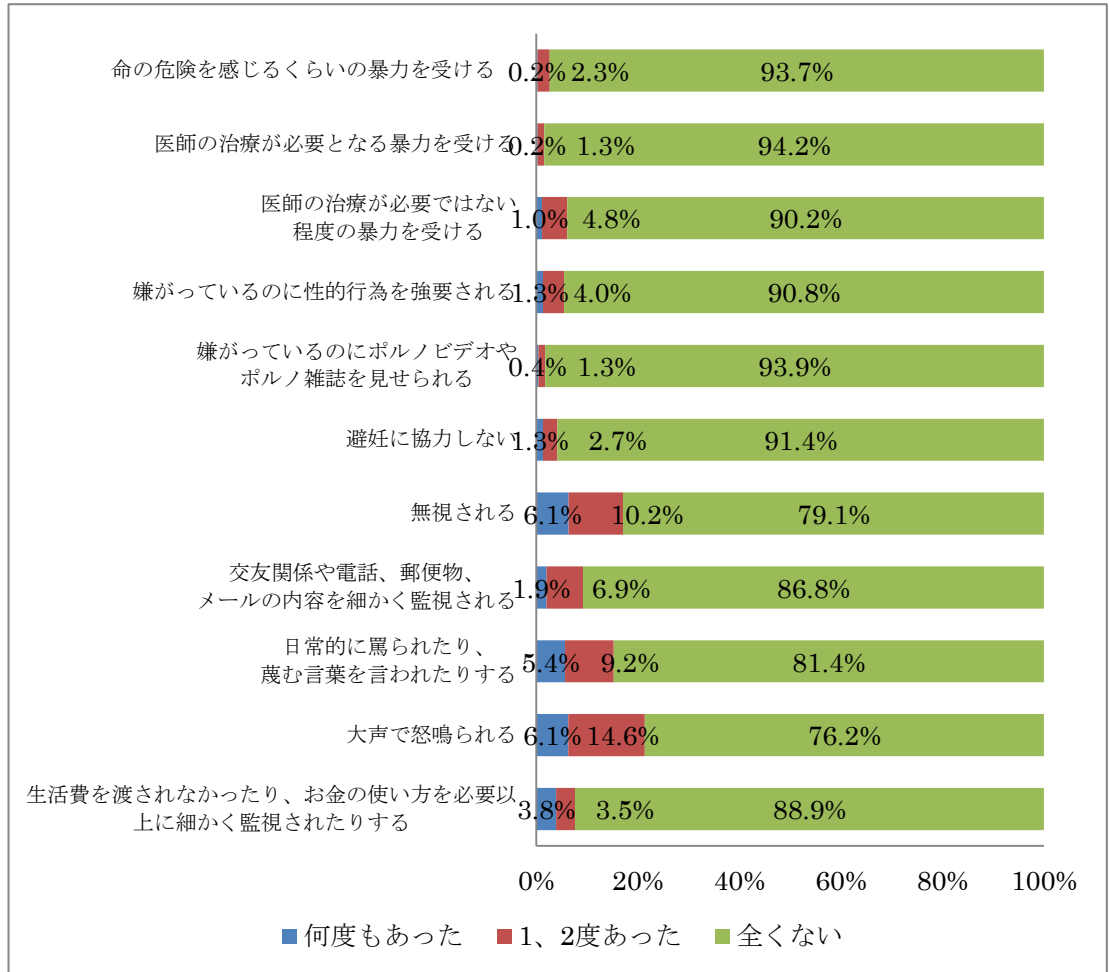
平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、平成16年・19年の改正に続き、平成25年7月の改正で、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」についても法の適用対象となりました。

こうした状況を踏まえ、配偶者等からの暴力被害の根絶に向けた未然防止策に加え、相談機能の充実や相談機関の相互連携等、事後救済の制度等の充実を図ります。

また、暴力は配偶者等だけでなく、恋人間でも起きています。こうした交際相手への暴力を「デートDV」といいます。デートDVは若年層で起きることが多いため、その防止に向け、若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発を充実していきます。

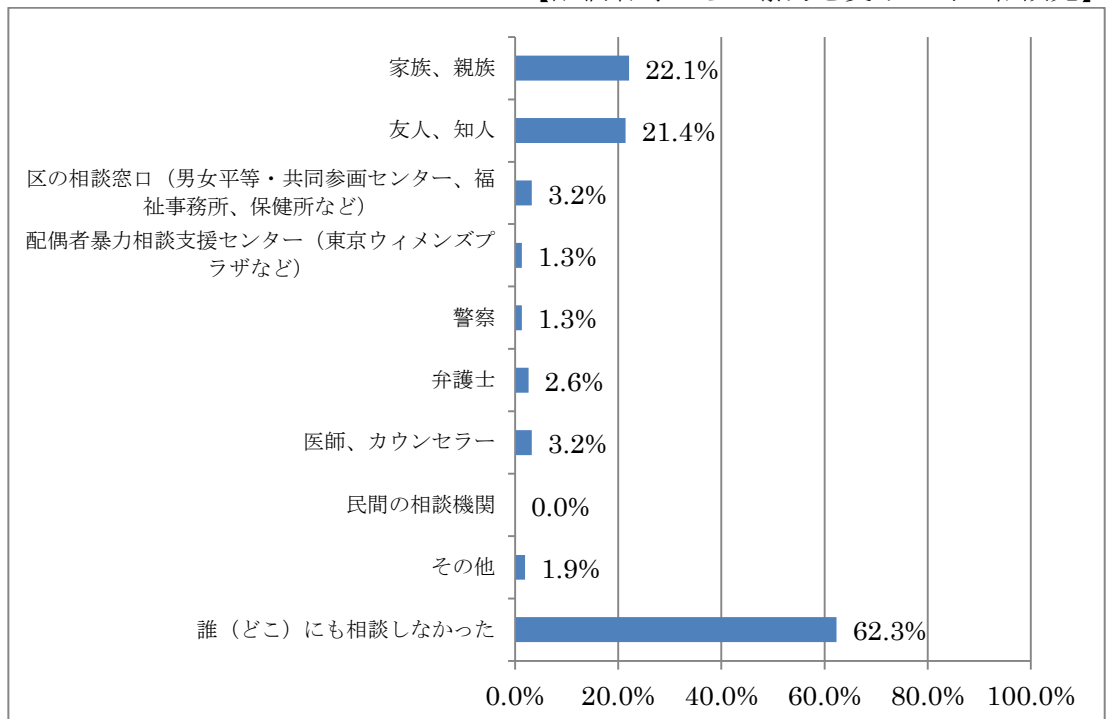
なお、本項目3-2を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」と位置付けます。

【配偶者等からの暴力経験】



平成 27 年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

【配偶者等からの暴力を受けた時の相談先】



平成 27 年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

施策の方向（小項目）① 暴力の未然防止と早期発見

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
83	未然防止・早期発見のための啓発事業の実施	配偶者等からの暴力防止に向け、パネル展示等による啓発や講座を開催します。また、被害者の自発的な相談を促すための情報提供を行います。	人権政策課	継続
84	各種相談事業の充実と関係機関との連携	配偶者等からの暴力防止に向け、各種相談事業の周知徹底と充実、関係機関との更なる連携を図ります。	区民の声課、人権政策課、保健予防課、碑文谷保健センター、地域ケア推進課、生活福祉課、子ども家庭課、関係各課	継続
85	デートDV防止講座の開催	区内高等学校等の生徒及び保護者を対象として、交際相手からの暴力の防止についての啓発講座を実施します。	人権政策課	継続

施策の方向（小項目）② 被害者に対する相談・支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
86	各種相談事業の充実と関係機関との連携 【No.84 再掲】	配偶者等からの暴力防止に向け、各種相談事業の周知徹底と充実、関係機関との更なる連携を図ります。	区民の声課、人権政策課、保健予防課、碑文谷保健センター、地域ケア推進課、生活福祉課、子ども家庭課、関係各課	継続
87	自立支援事業の実施	配偶者等からの暴力の被害者の自立を支援するため、相談などの自立支援事業を行います。	生活福祉課、子ども家庭課	継続
88	緊急一時保護事業の実施	緊急に保護を必要とする女性の保護事業を行います。	-	継続

施策の方向（小項目）③ 関係機関・団体等との連携の強化

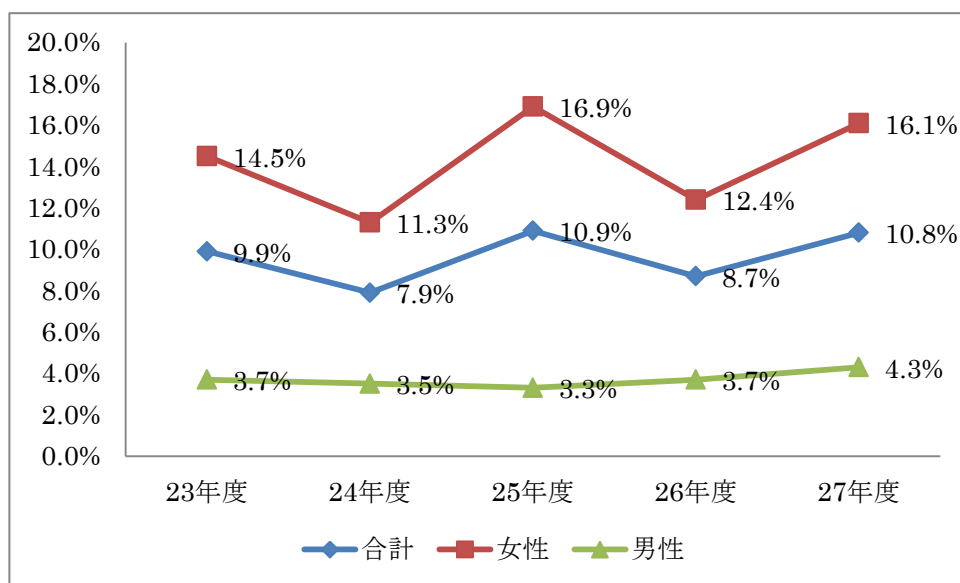
事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
89	東京都との連携	東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センター等との連携を図り、情報収集を行います。	人権政策課	継続
90	関係機関との連携	目黒区DV防止関係機関連絡会議を活用して、関係機関との連携を図ります。また、人権擁護委員の地区委員会や民生委員の定例会などで相談先等を周知します。	人権政策課	継続

課題（中項目）3-3 セクシュアル・ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントはその対象となった人の尊厳を傷つけ、精神的苦痛を与える人権侵害です。男女雇用機会均等法の施行により、職場での防止措置が事業主に義務付けられましたが、区の実施した男女平等・共同参画に関する区民意識調査の結果から、セクシュアル・ハラスメントの被害者が男女ともに一定の割合で存在していることがうかがえます。

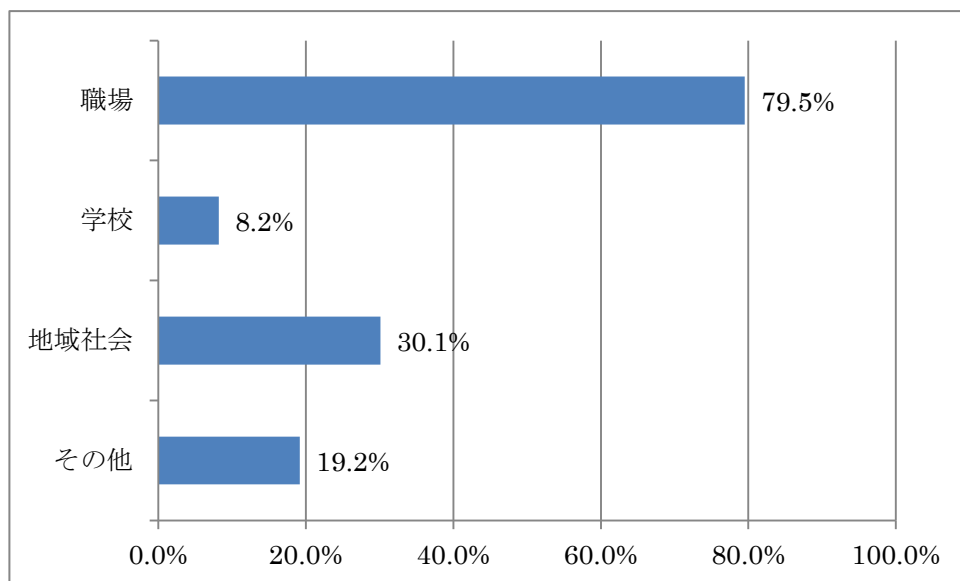
このことから、区民、事業者、区職員に対して引き続き啓発を行うことで、新たな被害の防止に努めるとともに、相談事業の充実を図ります。

【セクシュアル・ハラスメント被害経験者の割合の推移】



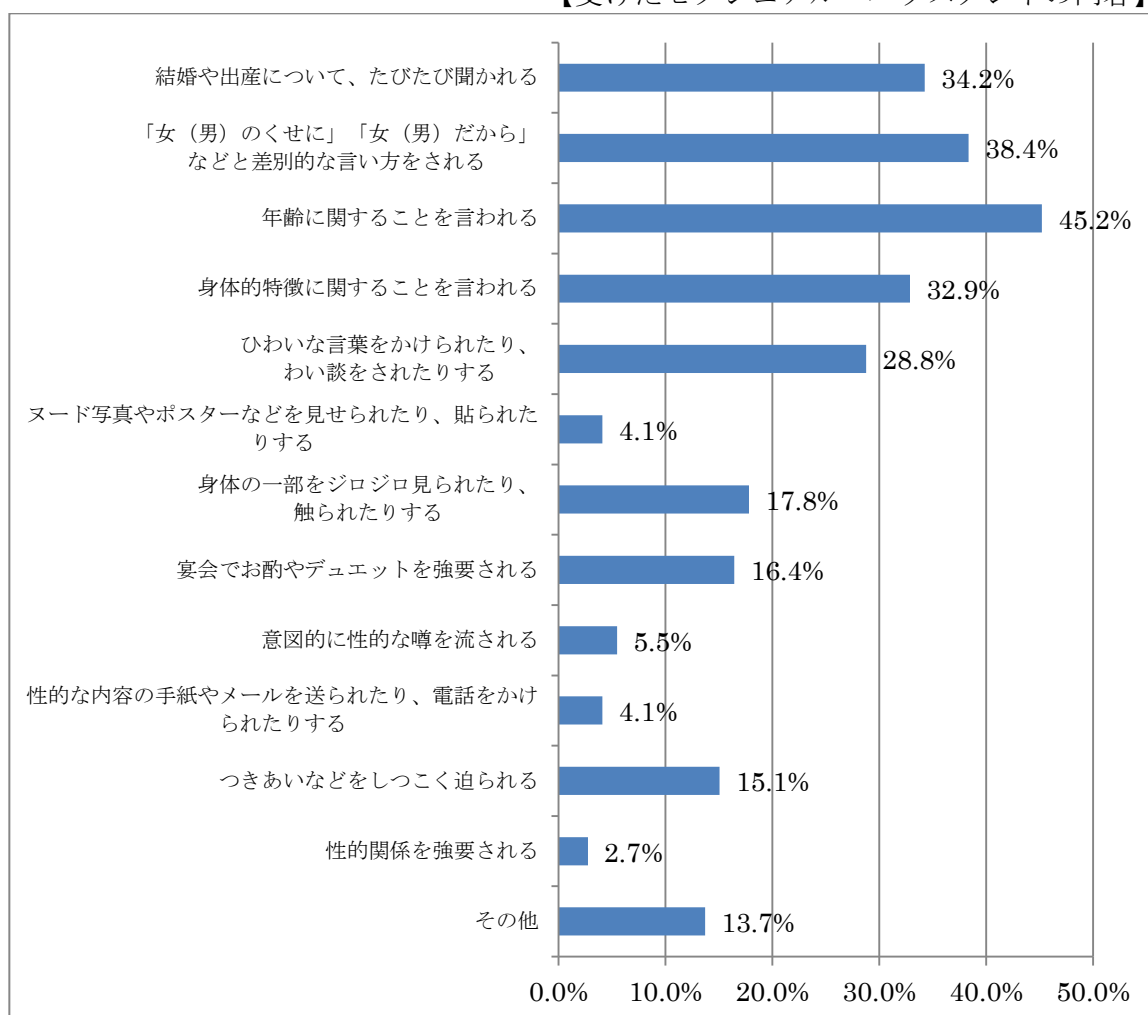
目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

【セクシュアル・ハラスメントを受けた場所】



平成 27 年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

【受けたセクシュアル・ハラスメントの内容】



平成 27 年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

施策の方向（小項目）① セクシュアル・ハラスメントの防止

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
91	事業者等に対する啓発と支援	セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、事業者等に対する啓発事業を実施するとともに、事業者等が自ら防止対策を行う際に啓発誌の配布やDVD等の貸出などの支援を行います。	人権政策課、産業経済・消費生活課	継続
92	地域、学校に対する啓発	地域や学校を対象に、啓発誌の発行や男女平等・共同参画センター講座を行います。	人権政策課	継続
93	各種相談事業の充実と連携	各種相談事業の充実と連携を図ります。	区民の声課、人権政策課	継続
94	職員に対する研修の実施	区職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施します。	人権政策課、人事課	継続
95	職員の相談の実施	区職員のセクシュアル・ハラスメントに関する相談を実施します。	人権政策課、人事課	継続

課題（中項目）3-4 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の理解促進と健康支援

男女がお互いの身体的特質を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等・共同参画社会づくりに当たっての前提といえます。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できる環境を整備していく必要があります。特に女性は、妊娠・出産など、男性とは異なるライフイベントを経験する可能性があることに、男女とも留意していくことが求められます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を周知していくとともに、この考え方に基づいた男女の生涯にわたる健康支援施策を実施していきます。

施策の方向（小項目）① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
96	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を周知するため、啓発誌・パンフレットの発行や講座を行います。	人権政策課	継続
97	母子保健事業における啓発	母子保健事業において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を周知します。	保健予防課、碑文谷保健センター	継続
98	相談事業の実施	性や健康に関する相談事業を実施します。	人権政策課、保健予防課、碑文谷保健センター	継続
99	学校における性や健康に関する教育と教員研修の実施	性や健康に関する教育が人間教育の一環として位置付けられ、児童・生徒の発達段階に応じた系統的な指導が行われるよう、性教育指導計画の作成や性教育研修会などを行います。	教育指導課	継続
100	性や健康に関する情報の提供と学習機会の提供	性や健康に関する科学的な知識を習得する中で、男女がお互いを尊重しあえる意識づくりを目指し、情報と講座等学習機会の提供を行います。	人権政策課、保健予防課、碑文谷保健センター、生涯学習課	継続

施策の方向（小項目）② 生涯にわたる健康保持・増進支援

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
101	各種健康診査の実施	生涯にわたって健康づくりを支援するため、特定健康診査、健康づくり健診、がん検診等、各種健康診査を実施します。	健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター	継続
102	妊娠、出産期の女性に対する健康支援	健やかな妊娠・出産を支援するため、母子健康手帳を交付するとともに、ハローベビークラスや健康診査、訪問指導などの事業を実施します。	保健予防課、碑文谷保健センター	継続

103	入院助産費用の援助	経済的理由で入院して出産することが困難な妊産婦に対して、指定の助産施設での出産費用を援助します。	子ども家庭課	継続
104	更年期、高齢期の女性に対する健康支援	生活習慣病予防を含めた健康講座を開催し、健康学習を進めるとともに、相談事業を行います。	健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター	継続
105	女性のための医療に関する情報提供	問合せに応じて、女性が受診しやすい医療に関する情報を提供します。	人権政策課、健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター	継続

目標（大項目） 4 男女平等・共同参画の推進の強化

男女平等・共同参画推進のための施策は多岐にわたっています。「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画」においては、その基本方針の一つに「男女が平等に共同参画する社会づくりの推進」を掲げ、区的全組織が男女平等・共同参画推進の視点に留意し、施策を実施することとしています。

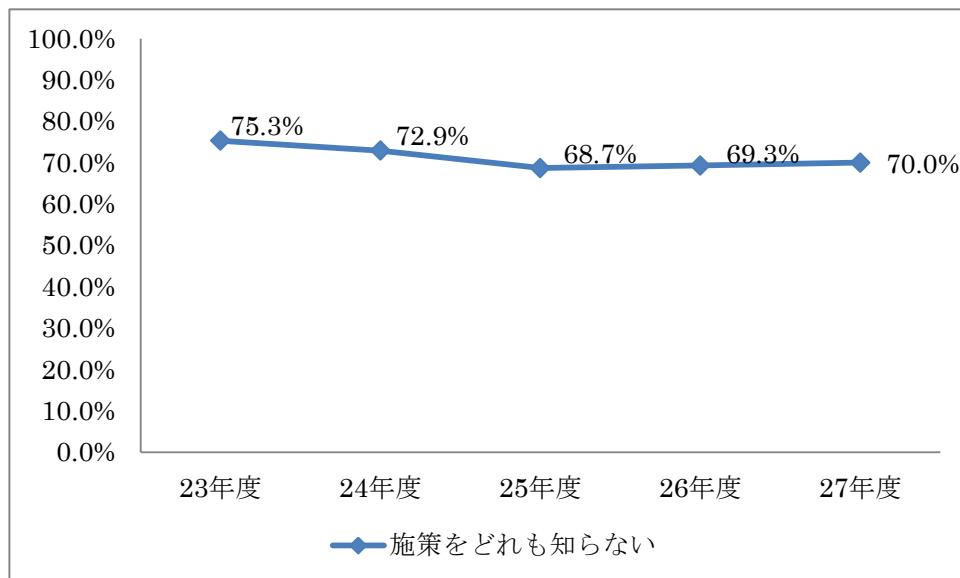
すべての所属において、職員一人ひとりが男女平等・共同参画の考え方を理解し、その視点を持って事業を進めていきます。

課題（中項目） 4-1 計画の推進体制の充実

区民意識調査の結果を見ると、区が実施している男女平等・共同参画施策を約7割の区民が「どれも知らない」という状況にあります。また、男女平等・共同参画施策推進の拠点施設である男女平等・共同参画センターの認知度は、約1割という状況です。

こうした状況を改善するため、区担当所管の調整を図りながら男女平等・共同参画に係る施策を推進するとともに、男女平等・共同参画センターの周知に努めます。周知を行う上では、インターネットを通じて情報を得ることが増えている現状を踏まえ、区報や区ホームページに加えてSNS※1などのインターネットツールを活用していきます。

【目黒区の男女平等・共同参画施策の認知度の推移】



目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

※1 SNS=Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

登録した利用者が参加できるインターネットのWebサイトのことです。

施策の方向（小項目）① 推進体制の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
106	人権・男女平等推進担当者会議の充実	人権・男女平等推進担当者会議において、全庁的な調整を図りながら、男女平等・共同参画施策を推進します。	人権政策課	継続
107	男女平等・共同参画オンブーズの運営	男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項等についての申出を処理します。	人権政策課	継続
108	情報連絡会の実施	男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ、男女平等・共同参画推進所管の三者が、情報を共有するため連絡会を実施します。	人権政策課	継続

施策の方向（小項目）② 男女平等・共同参画センター事業の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
109	男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進	さまざまな機能を備えた男女平等・共同参画推進のための拠点施設であることを周知し、利用の促進を図ります。	人権政策課	継続
110	資料室の充実	国内外の男女平等・共同参画に関する情報を収集し、提供します。	人権政策課	継続
111	相談事業の充実と連携	女性のさまざまな問題を解決するため、各種相談事業を実施し、必要に応じて相談員が相互に連携を図ります。	人権政策課	継続
112	学習の機会の提供	男女平等・共同参画を推進するため、講座、講演会等を開催します。	人権政策課	継続
113	学習・交流の場の提供 【No.16 再掲】	男女平等・共同参画を推進するための学習・交流の場として、男女平等・共同参画センター内の会議室・研修室等を提供します。	人権政策課	継続
114	団体相互の交流の促進 【No.17 再掲】	男女平等・共同参画センターで活動する団体を支援するため、交流促進事業を実施します。	人権政策課	継続
115	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営	講座の企画や啓発誌の作成など、男女平等・共同参画センターの運営に区民の意見を反映します。	人権政策課	継続

課題（中項目）4-2 計画の進行管理

毎年度、目黒区男女平等・共同参画審議会において計画の進捗状況の評価を行い、その結果を踏まえ、更なる事業の推進に取り組みます。

施策の方向（小項目）① 進捗状況の評価、改善

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
116	区民意識調査の実施	区民の意識を把握し、今後の施策推進の基礎資料とするため、男女平等・共同参画に関する区民意識調査を実施します。	人権政策課	継続
117	事業実績調査の実施	毎年度、計画に掲載した事業の実績調査を実施します。	人権政策課	継続
118	男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況評価の実施	区民意識調査と事業実績調査の結果を基に、計画の進捗状況の評価します。	人権政策課	継続
119	年次報告の公表	毎年度、男女平等・共同参画の推進に関する年次報告書を作成し、公表します。	人権政策課	継続
120	職員意識調査の実施	計画の改定に合わせ、区職員対象の意識調査を実施します。	人権政策課	継続

課題（中項目）4-3 区民、事業者等との協働事業の充実

男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するためには、区、区民、事業者等が協働して事業の実施に取り組むことが重要です。このため、幅広い分野の事業者等との協働と事業内容の多様化を推進します。また区民、事業者等の男女平等・共同参画意識を更に高めるために、積極的に情報提供し、その活動を支援していきます。

施策の方向（小項目）① 協働事業の実施及び事業を通じた男女平等・共同参画の意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
121	区民・区民団体等との協働事業の実施	講座や講演会など、区民・区民団体等との協働事業を実施します。	人権政策課	継続
122	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営 【No.115 再掲】	講座の企画や啓発誌の作成など、男女平等・共同参画センターの運営に区民の意見を反映します。	人権政策課	継続

123	事業者等との協働事業の実施	企画の段階からNPO法人や大学等と協働して、講座や講演会等を実施します。	人権政策課	新規
-----	---------------	--------------------------------------	-------	----

課題（中項目）4-4 国、東京都、他自治体との連携

区の権限を超える法律改正や制度の整備に向け、国や東京都との連携を図ります。また、他自治体との情報交換を積極的に行い、区の施策に活かしていきます。

施策の方向（小項目）① 国、東京都、他自治体との連携強化

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
124	国、東京都との連携	区の権限や領域を超える法律の見直しや制度の整備に向け、国や東京都との連携を図ります。	人権政策課	継続
125	他自治体との連携	他自治体と男女平等・共同参画推進施策に関する情報交換等を行いながら、連携して施策を推進します。	人権政策課	継続